

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：34314

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20056

研究課題名（和文）継体大王の歴史学的研究 新たな国家形成史論を視野に入れて

研究課題名（英文）Historical Study of Emperor Keitai, With a view to a new theory of the history of state formation

研究代表者

堀 大介 (Hori, Daisuke)

佛教大学・歴史学部・教授

研究者番号：00913641

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、6世紀初頭に即位したとされる継体大王と、その登場前後の制度史に関して、考古学と文献史学などの学問分野を中心とした総合的な視点からのアプローチにより、『古事記』『日本書紀』などに記された継体に関する記述のなかから歴史事実を見だし、継体が果たした歴史的役割とその意義を考え、トモ制、府官制、人制、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制などの諸制の成立時期を考え、5、6世紀における倭国の国家形成史論を構築した。これまで諸説紛々たる状況にあった継体研究において、とくに出自や即位の経緯に関しては記紀の内容のある程度の信憑性を認め、人制をはじめとした諸制の理解についても新見解を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、とくに即位前の継体大王の実態について、越前における古墳群の考古学的な分析により、尾張の豪族との婚姻関係など『日本書紀』の記事の一部に信憑性を認め、また継体登場に至る越前独自の政治体制についても明らかにした点、隅田八幡神社人物画像鏡の銘文にもとづいた継体の即位論は成り立たないことを明らかにした点にある。また、国家形成史論に関しては、考古学と文献史学の成果を体系的で網羅的な視点を持ち、一部の研究者の見解に偏ることなく幅広く成果を取り入れたうえで、5から6世紀にかけての王権にかかる諸制について、成立時期の観点から総合的に論じた点にある。

研究成果の概要（英文）：In this study, I have taken a comprehensive approach to Emperor Keitai and the history of the system, focusing on archaeology, historical texts, and other academic fields, to discover historical facts from the descriptions of Emperor Keitai in the Kojiki and Nihon Shoki. I have then considered the historical role and significance of Emperor Keitai, and the timing of the establishment of various systems such as the Tomo system, the Fukan system, the Hito system, the Bemim system, the Uji-Kabane system, and the Miyake system, and constructed a theory of the history of the formation of the Wakoku state in the 5th and 6th centuries. I have acknowledged the credibility of the contents of the Kojiki and Nihon Shoki to a certain extent in previous research on Emperor Keitai, especially in regard to his origins and the circumstances of his accession to the throne, and have gained new insights into the understanding of the various systems, including the Hito system.

研究分野：考古学, 日本古代史

キーワード：継体大王 越前の古墳群 隅田八幡神社人物画像鏡 日本書紀 人制 国家形成史 制度史

1. 研究開始当初の背景

(1) 継体大王は6世紀初頭に即位したとされる倭国王で、『日本書紀』によると、応神の五世孫として大王に就任し、王家断絶の危機に瀕して越前(福井県)から迎えられた人物として登場する。しかし、これはあくまでも記述上のもので、潤色を加えた部分や創作の部分も想定できるため、実際の人物像は分かりにくくなっている。その事績には記述上の混乱があり、様々な歴史的憶測を生んだが、古代史研究では注目される分野のひとつである。関連著書は数多く、諸研究者の単著書が知られる。とくに即位1500年記念の2007年前後には、継体ゆかりの伝承地や関連遺跡をもつ地方自治体でシンポジウム・講演会が開催され、その記録に関する書籍も多い。研究テーマについては、出自論・系譜論・関係氏族論・墓制論・古墳系譜論・政治体制論など多岐にわたり、三王朝交代説と王朝交代批判説、二王朝並立説など著名な学説から、継体の王族説・地方豪族説、殺害説に至るまで諸説ある。こうした諸説紛々たる状況は、史料が限られているうえに体系的で網羅的な視点が欠如し、他分野での成果を等閑視し一分野に偏った個別研究を進めることにも起因している。どこまでが歴史事実であるかを考えるには、諸分野の成果を通じて総合的に判断していく必要がある。

(2) 継体朝と次の欽明朝は概ね6世紀代で、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制などの諸制の成立が文献史料や考古資料などで押さえられる重要時期でもある。そのため継体は、のちの律令国家につながる初期官僚制や中央集権化の基礎を作りあげた人物ともとらえられる。継体はどのような人物で、実際に大王に就任したならば、のちの律令国家体制につながる制度を、どの程度押し進めたのか、その革新的な部分は何であったのかを考える必要がある。それに関連して、考古学の分野では古墳研究が盛んであるが、制度史と関連づける研究は少ない。近年では、国内の有銘刀剣の分析から5世紀を人制の段階ととらえ、部民制への歴史的階梯が想定されているが、他の諸制との関係性は不透明といえる。5、6世紀における国家形成史の解明には、考古資料をもとに諸制の成立と展開を併せて考えることが重要で、これらの状況を踏まえたうえで、継体大王の果たした歴史的役割とともにその政治体制や統治機構について考える必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、継体大王とその登場前後の制度史に関して、考古学・文献史学などの学問分野を中心とした総合的な視点からのアプローチにより、『古事記』『日本書紀』などに記された継体に関する記述のなかから歴史事実を見だし、継体が果たした歴史的役割とその意義を考え、5、6世紀における倭国の国家形成史論を構築することにある。

(1) 継体大王と関連する著書・論文などの資料を特定の学問分野に偏ることなく収集し、そのうえで戦前から現在に至るまでの研究史を整理したうえでデータベースを作成し、従来の学説・諸説を正しく理解することを目的とする。

(2) 考古学の分野では、継体大王ゆかりの政治拠点に所在する古墳群を地域全体になかで位置づけ、そこから導き出される有力墓系列や最有力墓の動向などを押さえ、文献史料との整合性を意識しながら、継体登場に至る歴史的経緯と、それ以後の政治的展開について明らかにすることを目的とする。

(3) 文献史学の分野では府官制、人制、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制、国造制など制度に関する研究史を整理し、考古学の状況や成果を踏まえたうえで、5、6世紀におけるヤマト王権の政治構造、地方支配の統治機構について具体像を提示し、継体即位前後の国家形成史論を構築することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 継体大王関係の資料については、即位1500年記念の2007年前後をきっかけに収集し、8割程度は完了していたが、派生する関連テーマや他分野、制度史に関する論文などについては収集が不十分であった。また、諸説紛々たる状況にあるのは、基礎資料は変わらないにもかかわらず、限られたデータのなかで恣意的な史料解釈や資料操作、部分的な研究成果のみの抽出などの問題点が認められた。しかも、体系的で網羅的な視点が少なく、他の分野の成果が踏まえられていないところも随所に認められた。これらは諸分野にまたがる横断的な視点と、研究史を軽視した姿勢に起因している。本研究では、関連資料をできる限り収集し、継体大王論・国家形成史論・制度史論の3つに大別したうえでテーマ別に細別化し、研究内容の精査と横断的な視点を意識しながらデータベース化し、細分化したテーマ別に要旨・概要をまとめた。

(2) 『日本書紀』の詳述については、歴史事実が否かは不明である。その点で継体ゆかりの地に所在する古墳の現地調査を実施し、出土遺物などの検討をおこなった。とくに、継体が即位前にいたとされる越前地域を重要地ととらえ、改めて古墳群の分布調査を実施した。越前地域には、大首長と称される越前を代表とする有力者の墓が4世紀中頃から6世紀にかけて連綿と築造され、継体ゆかり氏族である三尾氏・三国氏の政治拠点の近くには北陸最大規模の横山古墳群が展開している。継体ゆかりの地にある古墳群を再検討し、越前全体の古墳の動向のなかで位置づけることで、継体の登場に至る歴史的な素地があるのかを具体的に考えた。

(3) 5、6世紀の制度史については膨大な研究があり、資料の収集が不充分であったため、関連する著書・論文などの収集につとめた。府官制、人制、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制、国造制などの項目に分けて著書・論文などを精読し、研究者の見解の要旨・概要をまとめた。現段階での研究を調べ尽くすという記録的な側面と、そこから議論を進展させるという2つの側面を重要課題として位置づけた。文献史学だけでなく、考古学の成果を踏まえた視点をもとに、諸制の成立と展開を押さえ基礎資料を積み上げることで、新たな倭国の国家形成史論の構築につなげた。

4. 研究成果

(1) 横山古墳群からみた継体紀の検討

福井県北部の坂井地域には、最有力墓が集中する松岡古墳群、北陸最大規模の横山古墳群がある。これらの古墳群は継体ゆかりの三尾氏・三国氏の奥津城としても知られ、『日本書紀』継体条には即位前の拠点として三国の坂中井の名がある。その比定地の背後には横山古墳群が展開していることもあり、即位前の実態を考えるうえでの重要遺跡と考えた。しかし、2001年以来、調査・研究は20年以上停滞しているため、改めて古墳群の分布調査を実施した。本研究では分布調査の成果と新出資料の分析をもとに、従来の見解と資料解釈を見直し、本古墳群の有力墓系列と越前の最有力墓系列について再検討した。主に最有力墓に採用される主墳と陪塚という関係性は5世紀後葉から認められ、系列上の画期ととらえた。6世紀以降、大小の前方後円墳の併存および主墳と陪塚の関係性は継続し、他地域には認められないことから特殊な状況といえ、地域内で重層的な政治体制を構築していた可能性が高くなった。本古墳群の有力墓の被葬者は、5世紀末まで最有力墓の被葬者との関係性が強かったが、6世紀になると従来の在地勢力を中心としながら、東海との政治的な関係性を有した勢力も併存していた。継体との関係でいえば、『日本書紀』などに尾張連草香の女との婚姻関係が知られる。本古墳群の尾張系埴輪の出現を5世紀末ととらえ、前方部幅が発達する前方後円墳のみに埴輪が樹立されたことから、継体は即位前に尾張の大豪族(愛知県 断夫山古墳の被葬者)と政治的な連合関係を結んだ可能性を指摘した。つまり、本古墳群の有力者たちは継体ゆかりの豪族で、のちの三尾氏・三国氏につながる勢力と考えられ、即位前の継体と尾張連草香の女との婚姻という政治的な関係についても考古学の観点から明らかにすることができた。

(2) 越前における有力墓系譜の展開

本研究では、越前地域の主要古墳を取り上げ、小地域内、大・中地域内での有力墓系列を特定したうえで重層的な構造を推定し、越前独自ともいえる政治体制について明らかにした。これまで越前北部の大首長と丹南の地域首長との間に一時的な序列関係を想定していたが、本研究では最有力墓の一系列的なあり方を重視し、丹南以外の福井・坂井の中地域にも系列と呼べる継続的な有力者の存在を認め、継続的で重層的な政治体制を想定した。従来の最有力墓は他に比べると、墳丘規模・外部施設・埋葬施設の点で圧倒的な優位性を有するが、とくに注目されるのは造出の型式変化と陪塚の有無であった。山頂古墳、泰遠寺山古墳など未詳の部分はあるものの、手繰ヶ城山古墳、六呂瀬山1・3号墳、免鳥5号墳、石舟山古墳、二本松山古墳などの最有力墓は、方形・台形状の造出と方墳の陪塚という付属施設を一貫してそなえることを確認した。他の有力墓で造出をそなえるものはなく、陪塚をそなえるのも数は少なかった。陪塚を伴う一部の古墳は、最有力者墓の被葬者の影響下にあった可能性が高くなった。このような明確な格差は越前内部での序列化が確立していた証ととらえた。つまり、越前を代表する有力者は造出や陪塚、段築・石棺をそなえるなど、他を圧倒する格式が高い古墳を築造し、4世紀中頃から6世紀に至るまで時期が重なることなく継続して存在していたことを確認したことから、継体の登場を考えるうえでの重要な知見を得ることができた。

(3) 最有力墓にみる連続性と断絶性の要素

本研究では、越前における主要古墳の墳形・墳丘規模と造出・陪塚、埴輪・石棺、古墳立地と最有力墓系列の要素に着目し、継続的で連続性をもつ要素と、断絶し新たに变化する要素とを明確化した。とくに墳形・墳丘規模については、最有力墓の山頂古墳、手繰ヶ城山古墳、六呂瀬山1・3号墳、免鳥5号墳、泰遠寺山古墳群、二本松山古墳および、丹南における一部の古墳に未詳な部分はあるものの、一定の基準があり、いくつかの要素が合わさって古墳が構築される場合があることを確認した。一方で、継体の登場とともに横山古墳群への最有力墓の移動など、画期が認められた。椀貸山古墳、神奈備山古墳は横穴式石室など内部構造の充実を果たし、中川64・65号墳では尾張系、中川61号墳・坪江2号墳では淡輪技法の埴輪を樹立するなど新たな局面を迎え、東海との政治的な関係を想定した。また、横山古墳群では最有力墓の他に陪塚的な小規模前方後円墳の併存から越前内部での序列が進み、重層化した政治体制を構築した可能性を考えた。これらの越前における古墳の動向をみると、近畿中枢部の王権と一定の関係性を有し、時には中央からの強い影響力により劇的な変化が生じ、政治的な揺らぎとともに一時的な変革をせまられながらも、一地域として独自性を保持し自律的な政治体制を整えていたと評価した。なお、越前の主要古墳の墳形に関して、近畿中枢部の巨大古墳との厳密な比較検討ができなかったため、中央からの直接的な影響については今後の課題としておきたい。

(4) 人制の研究史と課題

継体朝とそれ以後の統治機構を考えるうえでの重要な制度として、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制などがあげられるが、とくに部民制の前段階として評価されるのが5世紀の人制であ

る。人制とは一般的に王権への奉仕を目的に地方豪族や職務者などの上番・集住を伴うことで某人となった5世紀の官制的・職能的分業システムとされる。府官制とともに中国ないしは朝鮮の官制を導入したとも言われるが、内部構造や導入経緯など諸説紛々たる状況にあった。本研究では多岐にわたる人制について研究史を整理した。その前史たる人姓の研究については膨大な研究の蓄積があり、その身分や地位を隷属民とみる見解が多いなか、6世紀に成立した伴造と部民との間にある実務を処理する下級官僚ととらえ直す見解が提示された。しかし、現在では人制から部民制への展開が通説的理解となっており、部民制導入の歴史的前提として位置づけられている。他に府官制との接続を想定し、より発展的にとらえた王権内の社会分業体制システムとも解されるようになった。一方で、府官制の導入や人制との接続に対して懐疑的な見解もある。府官制とともに積極的に評価する研究者が多いなか、導入時期に関しては雄略朝説、それ以前の5世紀説があり、その由来についても南宋導入説、華北経由高句麗影響説、新羅説がある。近年、出雲の須恵器・玉作生産の状況から具体相を提示する見解、ブレ部制を設定する見解、雄略朝を画期として広義の人制と考える見解などがあるが、多くは府官制のなかでの人制という組織化を前提に議論を展開するものが目立つ。研究史の整理により、倭国内での府官制導入を疑問視する見解、考古資料をもとに多様化し拡大解釈されていく近年の傾向に対して否定的な見解も認められるため、着実な史料・資料解釈をもとに考古資料を踏まえたうえで人制なるものの実態を考える必要が出てきた。

(5) ミヤケ制、ウジ・カバネ制、部民制および府官制、トモ制、人制の成立時期

本研究では5、6世紀における倭国の国家形成史を考えるにあたり、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制および府官制、トモ制、人制の6つの諸制を取り上げ、研究史を踏まえたうえで文献史料と考古資料の側面から成立時期を中心に検討した。埼玉県の稲荷山古墳出土鉄剣と江田船山古墳出土鉄刀の銘文は某人のみの記載で、「部」の表記がないことから5世紀は人制の段階にとどまり、部民制の前段階に位置づけた。部民制については岡田山1号墳鉄刀銘の「各田_口臣(額田部臣)」は額田部皇女の宮に伴う子代ととらえ、その製作時期から6世紀中頃とし、ウジ・カバネ制に関しても同様の時期に確立していたことを確認した。間を埋める資料として癸未年(503)の隅田八幡神社人物画像鏡銘文を想定したが、問題となる「歸中費直」の銘字については従来の見解と異なり、ウジ・カバネとは考えず、6世紀初頭の時点ではウジ・カバネ制は未成立ととらえ直した。ミヤケに関しては、『日本書紀』の継体22年条・安閑2年条・宣化2年条の記事をもとに、屯倉から官家への歴史的段階ととらえ、北部九州における関連遺跡の総柱建物や三本柱柵などの検討から6世紀後半の設置を考えた。以上の検討からウジ・カバネ制、部民制は6世紀中頃の成立時期を考え、ミヤケ制に関しては一本柱柵に伴う事例を評価すれば6世紀中頃に遡ると考え、記紀にある設置時期と接点をもたせた。一方で、「倭屯倉」の比定地に近い奈良県の伴堂東遺跡の事例については、王権の関与が問題になるものの、首長居館が展開する6世紀前葉頃の開発を後期型ミヤケとして位置づけた。それに遡る5世紀の開発については、近畿中枢部において他地域に先行する形で成立していたかは難しい問題で、伴堂東の事例が前期型ミヤケ(ミタ)にあたるかは保留せざるを得なかった。

また、倭国内での府官制の導入については、高句麗・百済の事例を踏まえて積極的に評価せず、外交上での意味合いを重視した。倭国では古墳前期から続く前方後円墳を基軸とした政治体制が独自に発達しているため、府官制をもとにした支配体制や人制と接続した統治機構については想定できないと評価した。とくに、倭国は朝鮮半島諸国との関係性のなかで政治的に優位に立つことを考え、外交において將軍号を積極的に利用したことは認められるが、府官制秩序といえる王権の統治機構については不透明といわざるを得なかった。ここでは高句麗の南下政策による混乱とそれに伴う社会的な緊張状態が契機となり軍事的な側面を重視した政治システムにシフトした可能性を考えた。「王賜」銘鉄剣と江田船山鉄刀銘の「廷刀」から450年頃には王あるいは大王の「廷」という場所が存在し、列島の東西地域から上番した有力者層が王権に奉事するシステムが5世紀後半に確立していたことを確認し、「近侍的トモ」といえる存在を人制の前段階となるトモ制のなかでとらえ直した。ただし、原始的なトモは王権への奉事という意味では3世紀の王権誕生の頃に遡り、制としてのトモを想定するならば王権の展開期にあたる古墳前期後葉頃ととらえ、従来のトモと区別して考えた。狭義の人制とは「杖刀」「典曹」など大王およびその宮にかかる職掌で、家産制的な意味合いの強い組織としてトモから発展したものと位置づけた。成立については「人」と付して明確に区別した段階を想定し、現状ではワカタケル大王による独自の政策が開始する5世紀後葉頃と推測したが、「近侍的トモ」の存在は王あるいは大王の「廷」の誕生する5世紀中頃に遡る可能性を考えた。

(6) 人制からみたヤマト王権の統治機構

本研究では人制に着目し、5、6世紀におけるヤマト王権の統治機構について検討した。人制を考える史料・資料は少ないことから、日本の有銘刀剣や金石文を一級資料と位置づけ、記紀の記事は8世紀の編纂物として補助的に用いた。中国史書などの関係史料も扱い、古墳の様相や副葬品の分析などの考古学的な成果も積極的に取り入れた。狭義の人制とは、各地域の有力者層が近畿中枢部に上番し、倭国王と個人的な仕奉関係を結び、近侍して大王宮にかかる警護、ときには外交など特別な職掌を担った家産制的な小規模な組織から始まると考えた。当初は武官的位置づけの「杖刀人」、文官的な位置づけの「典曹人」という簡素なものであったが、王権のもとで細分化されていたトモの職掌に応じて、大陸・半島で使用されていた「人」の字をあてはめ、漢語であらわせる場合やあらわせない場合もあった。これらの某人については、高句麗の南下に

伴う百済の王都移転など朝鮮半島の動乱期という極度の社会的緊張状態のなかで、ワカタケル大王にまつわる独自の職掌を担当するトモの組織化により生まれたもので、大陸・半島には存在しない名称を採用し、新たに創出した点で独自性を有していた。そのため、人制とは倭国王と個人的な仕奉関係を結んだ臨時的で一回性の性格で小規模な集団であり、当初の職掌は拡大的にとらえても大王宮にまつわる家産的なものに限定でき、列島規模の支配を目的とした統治機構と呼べるものではないと判断した。宮廷が5世紀中頃に存在したとすれば、大王あるいは大王宮にかかる家産制的な職掌を担った「近侍的」トモのような組織は成立していた可能性が高く、人制との質的な差も含めて今後の課題といえる。なお、部民制、ウジ・カバネ制、ミヤケ制については6世紀中頃の成立を考えたことから、継体・欽明朝はその後本格化する国家の中央集権化、王権による地方支配の画期と位置づけた。ただし、諸制の原型は5世紀後葉から6世紀前葉にかけて成立していた可能性があるため、その前身となる制の実態について明らかにすることが今後の課題といえる。

(7) 隅田八幡神社人物画像鏡の銘文にみる継体論

本研究では、隅田八幡神社人物画像鏡の銘文に関する73本の論文・論考を取り上げ、銘字の比定を中心に研究史を整理し、そのうえで銘字の判読と読み下し文を提示した。48の銘字については先学の成果を踏まえ、文字の分析と他の書体との比較から、従来の誤字を前提とする読み方に対して異論を唱え、一部の画を略した異体字、あるいは草書・行書の影響を受けた文字で、正確に記されていることを明らかにした。また、銘文全体は5文字のまとまりを意識し、本来50文字で構成されていたが、鏡の製作過程で「作」「也」の脱字が生じた可能性を考えた。それらを踏まえた読み下し文については、2つの「所」を仮借とする見解、「所白」とする読み方で大きく2パターンを考えたが、「予」(私)と「此竟(鏡)」の文脈を重視し、銘文の主語は一貫して斯麻とした。銘文にある「癸未年」は503年と考えたうえで、これまで継体と解されてきた「男弟王」を「予弟王」、河内直と解されてきた「開中費直」を「歸(帰)中費直」などと判読した。したがって、本銘文の内容は継体大王と何ら関係がなく、即位前の継体が大和にいたとする論についても根拠に乏しいことになる。継体でなければ銘文にある「曰十大王」は誰にあたるのか、「斯麻」との関係性も含め、人物の特定をおこなう必要がでてきた。しかも、継体即位の4年前にあたるため、継体と前王権との関係性、『日本書紀』の信憑性の議論も含めて今後の課題としたい。

(8) データベースの作成

継体大王に関する著作・論文などを管見の及ぶ限り集成し、継体大王論・国家形成史論・制度史論などの項目に分けて整理した。収集した文献のデータベースを作成しながら、継体大王論については出自論・系譜論・関係氏族論、墓制論・古墳系譜論・政治体制論、国家形成史論については王権論、古墳論、王統・系譜論、制度史論については府官制、トモ制、人制、ミヤケ制、ウジ・カバネ制、部民制、国造制などに細別化した。テーマ別に著作・論文などを精読し、内容の把握につとめながら、研究者の見解の要旨・概要についてまとめた。将来的には辞書作成などに役立つと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第10号
2. 論文標題 人制の研究史 五世紀の国家形成史論を見据えて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 纏向学研究 纏向学の最前線	6. 最初と最後の頁 569, 580
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第7集
2. 論文標題 番城谷山5号墳の被葬者像 (下)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 越前町織田文化歴史館 研究紀要	6. 最初と最後の頁 86, 136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第13号
2. 論文標題 横山古墳群の再検討 越前三尾氏・三国氏研究の一齣として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 佛教大学 歴史学部論集	6. 最初と最後の頁 1, 25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第8集
2. 論文標題 人制からみたヤマト王権の統治機構 (上)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 越前町織田文化歴史館 研究紀要	6. 最初と最後の頁 82, 102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第14号
2. 論文標題 隅田八幡神社人物画像鏡銘文の再検討	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 佛教大学 歴史学部論集	6. 最初と最後の頁 29, 52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 堀大介	4. 巻 第9集
2. 論文標題 人制からみたヤマト王権の統治機構 (下)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 越前町織田文化歴史館 研究紀要	6. 最初と最後の頁 66, 97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------